

平成 30 年 7 月 2 日 総 務 部

気象庁経験者採用試験(係長級(技術))の実施について

~ あなたの経験や専門知識を全国の気象台で活かしてみませんか~

気象庁では、社会人経験やその他これに類する経験のある方にその経験や専門知識を全国の気象台で活かして頂きたいという考えから経験者採用を実施します。

気象庁では、職員の大量退職がピークを迎えるとともに、30 歳台の在職者が極めて少ないことから、今後、観測予報業務や地震火山業務等の現場を支える人材不足や気象等の技術継承が懸念されます。

このため、現場での即戦力としての人材確保を目的として、人事院が実施している経験者採用試験に「気象庁経験者採用試験(係長級(技術))」を平成 29 年度より新設し、10 年間で合計 200 名程度の技術系職員を採用する計画です。

来年4月の採用予定数は、30歳台を中心に20名程度を予定しています。

気象、地震火山、情報システムなどの専門知識や業務経験があり、公務に対する強い関心と全体の奉仕者として働く熱意のある方を募集しています。

募集要領や試験日程など詳しい内容については、当庁総務部人事課(採用担当)にお問合せ願います。

また、人事院ホームページ(経験者採用試験)及び気象庁ホームページ (職員募集案内)にも掲載していますので、合わせてご覧下さい。

人事院ホームページ

URL (http://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/top_siken.htm)

気象庁ホームページ

URL (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/intro/recruit/info/keikensya.html)

問合せ先:気象庁総務部人事課(採用担当:米満・柄澤)

電話 03-3212-8341 (内線 2137・2158) FAX 03-3217-1308

(参考資料)

気象庁経験者採用試験(係長級(技術))の概要について

1.日程

7月 2日(月) 試験公告官報掲載、人事院・気象庁HP掲載 7月31日(火) 気象庁業務説明会(本庁大会議室19時30分) 8月3日~21日 募集(受付)期間

9月30日(日) 第一次試験(基礎能力、一般論文、経験者論文)

1 1月10日(土)1 1月下旬~12月上旬第三次試験(人物試験)

12月18日(火) 最終合格発表

2. 求める人材

理工系の大学を卒業し、以下の専門知識や業務経験を有する者

- ・気象の予報・観測に関する知識
- ・地震・津波・火山に関する知識
- ・情報システムの開発・管理等に関する知識
- ・地方公共団体等の防災に関する知識
- 3. 平成31年度の採用計画
 - ・採用日 平成31年4月1日
 - ・採用数 20名程度(平成30年4月1日 採用実績14名)
 - ・配属先 管区・沖縄気象台、地方気象台
- 4. 気象庁経験者採用試験(係長級(技術))受験案内(添付資料参照)

平成 30 年度

国家公務員

気象庁経験者採用試験(係長級(技術))

一大学卒業程度一

受 験 案 内

人事院•気象庁

◇職務内容◇

気象庁の標準的な官職が係長である職制上の段階に属する官職のうち、同庁の所掌に係る事務の実施等の業務に 主として技術的な知識を活用して従事することをその職務の主たる内容とする官職であって、民間企業における実務の 経験その他これに類する経験を活用することができるもの。

◇受験資格◇

平成30年4月1日において、大学等(短期大学を除く。以下同じ。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して電気、電子、通信、情報工学、物理、地球科学又は化学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの

◇求める人材◇

- (1) 公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- (2) 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を有する者
- (3) 大学卒業後、民間企業、官公庁等において正社員・正職員として従事した職務経験(研究経験を含む)が平成30年7月 1日現在で通算8年以上となる者であって、これらの職務経験(研究経験を含む)を通じて体得した効率的かつ機動的な 業務遂行の手法その他の知識及び能力を有するもの
- (4) 採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者
- (5) 次のいずれかに該当する者

気象の予報・観測に関する知識を有する者

地震・津波・火山に関する知識を有する者

情報システムの開発・管理等に関する知識を有する者

地方公共団体の防災に関する知識を有する者

※次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
- 成年被後見人、被保佐人(準禁治産者を含む。)
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◇採用予定数◇

約 20 名

- ※ 全国の地方気象台又は札幌管区気象台、仙台管区気象台、東京管区気象台、大阪管区気象台、福岡管区気 象台若しくは沖縄気象台のいずれかに採用となります。
- (注) 採用予定数は、平成30年7月2日現在のものであり、変動する場合もあります。

◇試験の日程◇

受 付 期 間	申込みはインターネットにより行ってください。
	8月3日(金)9:00~8月21日(火)[受信有効]
	※インターネット環境(原則パソコン)及びプリンターが必要になります。
	◇受付から第1次試験日までの注意事項◇(3ページ参照)をよく読んでください。
第 1 次 試 験 日	9月30日(日) 10:30(受付開始) 11:00(試験開始)~ 17:55(試験終了)
第1次試験合格者発表日	10月24日(水)
第 2 次 試 験 日	11月10日(土)
第2次試験合格者発表日	1 1月2 1日(水)
第3次試験日	11月下旬又は12月上旬で指定する1日
最終合格者発表日	12月18日(火)

◇試験種目・試験の方法◇

試験	試験種目	解答題数 解答時間	配点 比率	内 容
第1次 試 験	基礎能力試験(多肢選択式)	30題 2時間20分	1 2	公務員として必要な基礎的な能力(知能及び知識)についての筆記試験 知能分野 24題 文章理解®、判断・数的推理(資料解釈を含む。)⑩ 知識分野 6題 自然・人文・社会⑥(時事を含む。)
	一般論文試験 (記述式)	1題 1時間	1 2	対象となる官職の職務に関連する知識、文章による表現力、課題に関する理解力その 他の能力についての筆記試験
	経験論文試験	1題 1時間30分	*	勤務経験等に関する論文により職務遂行に必要な能力を有しているかどうかを判断す る試験
第2次 試 験	人物試験		1 1	人柄、対人的能力などについての個別面接
第3次 試 験	総合評価面接 試験		*	対象となる官職に必要とされる適性についての個別面接による試験

- (注)1 ○内の数字は出題予定数です。
 - 2 第2次試験の際、人物試験の参考とするため、性格検査を行います。
 - 3「配点比率」欄に*が表示されている試験種目は、合否の判定のみを行います。
 - 4 合格者の決定方法の詳細については、国家公務員試験採用情報NAVIを御覧ください。

【経験論文試験について】 経験論文試験では、過去の職務経験における具体的な内容(例えば、最も困難だった業務、求める人材に掲げる能力や専門分野との関係等)、志望動機などが問われますので、<u>自分の経験や志望動機をよく整理してから試験に臨んでください</u>。また、経験論文試験の評定の参考とするため、<u>指定された様式の「職歴書」を第1次試験当日に</u>2部提出していただきます。(4ページ参照)

◇試 験 地◇

第1次試験地、第2次試験地及び第3次試験地 東京都

試験場は、原則として上記都市内に設けますが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もあります。

◇合格者の発表◇

第1次試験合格者発表·····10月24日(水)9時 第2次試験合格者発表·····11月21日(水)9時 最終合格者発表·····12月18日(火)9時 最終合格者発表·····12月18日(火)9時 発表場所·····人事院事務総局

(〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3 電話(03)3581-5311)

合格者には合格通知書を郵送します。「第1次試験合格通知書」及び「第2次試験合格通知書」が合格者発表日の翌日になっても到着しない場合は、人事院人材局試験課(電話(03)3581-5311 内線2333)に問い合わせてください。

インターネットにおいて、合格者の受験番号を掲載します。**アドレス等の詳細については、第1次試験日に配布する「受験心得」を御覧ください。**

人事院及び気象庁では、有料で試験の合否の連絡を請け負うことは一切行っていません。

[個人情報の管理について]

学歴等の事項は、試験結果の分析、今後の効率的な募集活動に資する等のために用いるものであり、試験の結果に影響を与えるものではありません。なお、記入された個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に従い、人事院及び気象庁において適正に管理します。